

就業構造基本調査にご協力をお願いします

この調査は、国民の就業の状態を調査し、就業構造に関する基礎資料を得ることを目的とした重要な統計調査で、統計法により5年ごとに実施されます。



【調査基準日】

平成29年10月1日

【調査地区】※下記の各町の一部が対象地区です。

小松島町、神田瀬町、堀川町、横須町、金磯町、田野町、芝生町、日開野町、田浦町、中田町、中郷町、立江町、櫛淵町、赤石町、大林町、坂野町、間新田町、和田島町

【調査の流れ】

8月下旬～調査員が各世帯を訪問、リーフレット配布



調査員は「調査員証」を携帯しています

9月下旬～調査対象世帯へ調査票配布



記入をお願いします

10月上旬～調査員が調査票を回収訪問

※パソコンやスマートフォンを使って簡単にインターネットで回答することも可能です。

【お問い合わせ先】

市総務課統計担当（市役所3階）

☎32・3803 / FAX 33・3253

Mail: tokei@city.komatsushima.

i-tokushima.jp

住宅改修工事に伴う 固定資産税減額のお知らせ

既存住宅で自己負担分50万円を超える下記の改修工事を行った場合、申請により固定資産税が減額されます。改修工事完了後3か月以内に税務課固定資産税担当まで申請してください。

※各改修工事ごとに要件があります。

住宅耐震改修工事



改修した翌年度分の固定資産税が2分の1減額（認定長期優良住宅の場合は3分の2減額）されます。（1戸あたり120㎡相当分まで）

【主な要件】

- ①昭和57年1月1日以前に建築された住宅
- ②平成30年3月31日までに改修工事が完了した住宅

省エネ改修工事



改修した翌年度分の固定資産税が3分の1減額（認定長期優良住宅の場合は3分の2減額）されます。（1戸あたり120㎡相当分まで）

【主な要件】

- ①平成20年1月1日以前に建築された住宅
- ②平成30年3月31日までに改修工事が完了した住宅
- ③改修後の面積が50㎡以上の住宅

バリアフリー改修工事



改修した翌年度分の固定資産税額が3分の1減額（1戸あたり100㎡相当分まで）されます。

【主な要件】

- ①新築された日から10年以上を経過した住宅
- ②平成30年3月31日までに改修工事が完了した住宅
- ③改修後の面積が50㎡以上の住宅
- ④65歳以上の方、要介護認定または要支援認定を受けている方、障がいのある方のいずれかの方が居住



【お問い合わせ・申請先】

市税務課固定資産税担当（市役所1階）

☎32・2115 / FAX 33・3401

Mail: koteishisanzei@city.komatsushima.

i-tokushima.jp